はだよ

第37号

平成27年8月発行

発行

います。 すところ

され るコ

1 1

口

イ

て、

今 回

の一部を紹介したいと思今回は、当事務所の目指

たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6 2階 TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

- ホームページURL http://takasaki-law.gr.jp/
- メールアドレス office@takasaki-law.gr.jp

ヤー 技 技術の陶冶は、当然ヤー(伝統的弁護-法廷活動に象徴x 私共が推奨してきた、 へが推奨してきた、予当然の責務なので省 士業 務 とし 7 0

(何お過ごしでしょうか?) 猛暑が続きましたが、!! 皆さまは 防法務と いう概 (機 能・役

としての機能と業

予防法務の大切さに

ディ 漸く、 厭わない決意であります。 務 となので、これからも、 b て定着しつつあると実感できる場面 所としては、 増えてきました。 一回、お伝えしたいのは ング・ロー 弁護士業界及び顧客層に 更なる精進 ファー 何れも大切なこ ムを志す当 地 域 相 0) 談 力を ij おい 事



吹割の滝

飯

弁護士 宮崎 弁護士 田島: 栗原 弁護士 長井 中島 佐 藤 慎 俊 は る 太 秀 朗 郎 亮 か 和

> 吉田眞樹子 宮 本

友之 事務局 武井

広木 久保田 堀内 藤橋こずえ 瑞紀 敦子

解され、実践(活用)されつつあ りますが、「法務」という役割に限 合格等という法律解釈の能力認定 合格等という法律解釈の能力認定 を受けているだけであり、多くの が表であることは残念であ がます。所詮、弁護士は司法試験 がているとは思えません。 とは別ますが、残念ながら真について「経験、 がであります。そして、関実社会の な異質は社外(非常勤)取締役ま もそうですが、法律的なことであ けいあ

くよう で たいと思っております。

れる法律

事務所

で

法律事務職員について

弁護士 中島 俊太朗

ません。 秘書的 務職員の業務は、 及び裁判所等との連絡の調整と スケジュール 紹介したいと思います を支える「法律事務職 な業務があ 例えば、 員の業務としては、 0 把 これだけにとどま ります。 弁護士が書類 来客 しか 0) 弁 0 Ľ の収 対 ιV 11 護 てご 0 士 事

士と共に法律

事

務

所

が上がり、 うことができれば、 ことは間 できれば、 な戸籍を考え、 の場合に、 切な戸籍を取ることはできませ 事 使用目的を理 務職 違いあ 事務職 ひいては 員が先を見据えて業務を行 弁護士業務の効率が 適宜とってくることが ŋ 員がその事件 解していなけ ませ 事 弁護士業務 事件の早 ん。 ح 期 れば適 の効率 0) 上がる に必 ん。 解 よう 決に 要

がありますが、

籍と言っても様

々

1

てください」という言

い方をすること

を事務職

員に指示する際

戸

籍

をと

す

にパラリー 事 ガ 以上のような役割を果たして という言葉は、 アメリカでは、 ル 務職 /メリ と呼 位置づけ 員のことを、 存在してい 、カ法曹協会 ガ ル び 養成 アメリカでは、 ます。 が日本とは異 成課程が ・ます。 パ アメリ ラリー 般に が 「パラリー また、 7あり、 カが パ **、**ラリ ガ が発祥で 大学等 ルの養 パ なりま 13 いる法 学位 **ラリ** В ガ

> うに、 点で、 て、 として位置 パラリーガルとしての認定を受け る者は、 定的に異なっています。 ル ローファーム を認定 上記 パラリー 後述する日本のシステム アメリ 例 する のような養成課程を受講 ーづけ 外はあるも へと就職 ガルになることを希 務 力 Ś れて 員 では りま L 0) 11 て、 てい ます。 0) パラリ す。 くと 原 その ح لح 則 専 は L だとし 望す 消門職 Ì 1 決 う た ガ 7

> > ガ

< IJ] \$ うに大学に養成課程があるわ ります) 三五六五名の合格者が出 び能力認定試験を実施 力認定制度を創設 えるのは早計です。 所の事務職員」という位置づけ 士連合会では、 委ねられているのが現状です。 ていることが多いです。 他方、 務所にも合格者が複 ガルというよりもむしろ「法律 務所を除き、 専ら、 このことから直ちに ガルの養成に熱心では 0 日本では、一 アメリカの 各事務所におけるOJTに 務 所 ガ 専門職 ので、 \exists Ĭ, お 弁連法律事務職 け 例えば、 部 事務職 弁護 比 ように大学等で 数名在籍してお としての る O J T と してお アメリカ 前の大規 すること ています 「日本はパラ ない」と考 的 b, 日本 員 it もっと とな 衏 パ 模 廉 でもな (ラリ 主 既に 修及 員能 弁護 0 事 法律 Í 可 務

つながります。

ラリ 合わ なります ĺ せることにより、 ガル 0 養成をすることが 即 戦 力となる 可 能

ため、 しての法律事 代から積み、 ところです。 とは日本でもアメリカでも すが、パラリーガルが専門職 であるアメリカと日 はないかと考えます。 いう専門職になるための勉 心に議論が進んでいくも あると思われ 法律事務所に依存しすぎている いるといった議論は妥当では が、 ル が出来ていくことが望まし 以上のとお の養成方法や位置づけ 日本はパラリーガルの養成 単純に比較してどちら ます。 i) そこで、パ 務所 その知識を活 あくまで私見 パ への就職というル 今後、 ラリ 本では ハラリー Ì のと思わ では 強 が かせる場と 変わりな 日 ガ を学生 1弁連 全く違 が いことで であるこ あ ル 、ラリ 傾向 りま ガ あ 優 0 ルと を各 りま を n 母 れ] ま 中 が 7 13

0) も大切であることに変わりは 出 務職員も、 13 ただけ 果たしている役割の大きさを知 すことが法律事務所にとっても 期待に応え、 日本であれアメリカであ そのために、 n 事 \exists 々精 務 期待に背かない 所 にお 弁護士の 進 てい 13 7 ・ます。 れ みならず 事 あ 務職 りま 結 依 うっと 果を 0 頼 事 員 せ 稿

Α

や っておいた方がよい相続対策

税理士・家族相談士 島津文弘

と思います。 先ずは、 らいの方は、この保険と贈与を使う相続対策が一番ではないか 課税枠である一一〇万円の現金贈与を、毎年長い期間実行して いくことが、一番有効で簡単です。遺産額が一億円~二億円く て出来ましたら、法定相続人とならない孫などに、贈与税の非 ○○万円という制度がありますのでそれを使うことです。そし 生命保険の非課税枠として、法定相続人一人あたり五 Q

基礎控除額の変更により、多少相続税が納税になるような気

がします。簡単な相続対策を教えて下さい。

Α

孫 への現金贈与で注意すべきことはありますかっ

るため、

などがあげられています。

がちになっていることから、若年層の声を広く政治に反映させ されやすい状態となっており、高齢者に有利な政策が多くなり 者に占める高齢者の割合が高いため高齢者の意見が政治に反映ことが検討されていたことや、現在の人口比率においては有権 する。」と定められており、これに合わせて公選法を改正する

Q

Α

孫名義の預金通帳に、 名義の通帳は孫のハンコ・孫の住所であることは勿論、 ハンコは孫(お父さん・お母さん)が管理することです。 直接振り込み、両方の通帳に証拠を残しておくことですね。孫 おじいちゃん・おばあちゃん口 座 から

その他に生前対策はありますか

Q

Α

数年前より出来た「教育資金の一括贈与(一、五〇〇万円)」の 他に、本年より「結婚・子育て資金の一括贈与(一、〇〇〇万円)」 精算課税制度の選択ですね。 ので、よく勉強されてから実行して下さい。その他には、相続時 非課税が出来ました。それぞれかなり細かい規定があります

これから六五歳以上の五人に一人が認知症になると新聞 ら、私の賃貸アパートの管理はどうなりますか? んだのですが、色々なことが心配になります。認知症になった で読

Q

あなたが信託契約書で、 についての判断をすると決めて、万が一あなたが認知症のため しても「信託」は使えます。 示があるからこそ事務を行えますから、アパートの管理にとっ ると決めておくことが出来ます。賃貸管理会社もオーナーの指 に判断力が衰えてしまったときには、代わりにご長男が判断 認知症は重大なリスク要因です。そのようなリスク対策と 当初はあなた自身がアパートの管理

・選挙権年齢を18歳以上とする公選法改正とその影響

「日本国民で年齢満一八年以上の者は、国民投票の投票権を有

成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」の中で、

選挙から適用される見通しとなりました。

この改正が行われた理由(立法事実)としては、

平

成

以上」に引き下げる改正公職選挙法が成立し、来年夏の参

議

選挙権年齢を「二〇歳以上」から「一八

今国会において、

弁護士 宮﨑はるか

度と犯罪に手を染めることなく社会に戻すためにどうすべき とであり、 すことは、 ります。昨今、 り、他の法令の改正に引きずられる形での改正には違和感が 少年の更生と再犯防止の観点から適用年齢を検討すべきであ げも議論されています。 れすぎるとの批判もありますが、少年の更生と再犯 しかし、 社会全体として犯罪を犯してしまった少年を今後二 当該少年のためのみならず社会全体の利益となるこ 少年法の適用年齢については、 凶悪犯罪を犯した少年も少年法によって保護さ 少年法の 防止を目 目的とする

指

あ

き下げることが議論されており、その中で少年法の年齢引き下

他の法令でも適用年齢を引

下げる改正が行われました。

ところで、公選法の改正に伴い、

に引き下げられて以降、七○年ぶりに選挙権年齢を一八歳に引き 年の衆議院議員選挙法の改正で、それまでの二五歳から満二○歳 パの国の多くでは一八歳からとされています。日本では昭和二〇

ルやキューバなど早い国では一六歳からであり、また、ヨーロッ

選挙権が持てる年齢は、各国の事情によって様々で、

ブラジ

発表しています(http://www.gunben.or.jp/) りであると思いますし、群馬弁護士会でも反対する会長声明を用年齢を他の法令の改正に引きずられる形で改正することは誤いずれにしても、特段の立法事実もないままに、少年法の適 きに注目したいと思います。 今後も議論

か、を考えていく必要があると思います。

暑あ見舞い申し上げ き



思っています の後半を過ごすのか良く考えてみたいと ん。プライベートも含め、どのような人生 供したいという気持ちもかき消せませ が、多くの方に良質な法的サービスを提 だり責任を感じる必要もないのでしょう ているのですから、私なんぞが意気込ん ん。他方、弁護士や法律事務所は有り余つ 全ての顧客を受け入れることはできませ つ、クオリティーを落とさないためには、 ります。有限の時間と能力を前提とし、か できるのか、悩みでもあり楽しみでもあ 誰に対して、どのようなサービスを提供 0 いと思っています。ビジネスの面では、私 り、これからの時間を有意義に過ごした す。さて、還暦まで余すところ約一年とな 真夏に生まれたせいか、猛暑は大好きで 「限られた時間と能力」を前提として、

秀和

らず優れた)小説を読んで、驚くべきだ うなどと考える人は、まずは(漱石に限 得ません。大学の文系学部を縮小しよ 鮮烈に伝わってくることに、驚かざるを 民」たる代助の心情が、これほどまでに である」とカズオ・イシグロが語っていま で最も重要なことは心情を伝えること もの世話をしながら読む気は更々な 代に読んでいるし、朝の忙しい時に子ど す(現在「それから」が連載中)。学生時 朝日新聞の朝刊で、夏目漱石の小説 読んでいます。先日見たEテレで、「小説 かったのですが、ついつい引き込まれて たが、まさに漱石の時代の「高等遊 |時と同じスタイルで連載されていま

田島慎太郎

争などは鳥肌ものでした。時代が変わっ る一冊です いはありません。何度も読み返したくな ても、人間の考えや行動にそれほどの違 ダー事件を巡る関係者の行動や法廷闘 協議・交渉の経緯や、鉱業会社のインサイ 証券会社の破綻と一般顧客救済のための ネディ暗殺と同時期に進行していたある りどれも興味深いのですが、なかでも、ケ ました。一〇の異なる物語が紹介されてお か?」(ジョン・ブルックス著)は印象に残り 読んだ「人と企業はどこで間違えるの きてしまっているのですが、そんななかで 最近は忙しさにかまけて読書量が減って

はるか

が、夏は暑いもの。夏の暑さを楽しみたい す。大人になっても、春のお花見くらいは 児とバタバタしていますが、元気いっぱい をおかけすることと思いますが今後とも とを思い出しました。まだまだ暑いです と、夏にしかできない、夏のよさがあるこ まで花火を見上げたりなどの姿を見る 火大会で耳をふさぎつつも首が痛くなる 目を輝かせたり、盆踊りを楽しんだり、花 で金魚すくいに夢中になったり、かき氷に 行ったり、七夕飾りを作ったり、また、縁日 ころが、子ども連れとなって、蛍を見に なぁ、汗かくし嫌だなぁと思うこと位。と していましたが、夏はといえば、あー暑い て季節を感じることのよさを感じていま の娘たちを通して、季節行事に触れ、改め よろしくお願いいたします。仕事家事育 いたしました。夕方までの勤務でご迷惑 年お休みをいただきましたが、先日復帰

が、昔と変わらず、とても楽しくて一回り 帯」に近づいているとさえ思えます。伝染 えると、それだけでニュースになった記憶 少し涼しく、首都圏の気温が三〇度を超 か。私達が子どものころ、日本の夏はもう れましては、お元気にお過ごしでしょう げます。暑い日が続きますが、皆様におか 弁護士の佐藤です。残暑お見舞い申し上 努め(弁護士法第二条)」ようと思います。 けの本や興味のあったDVDに手を伸ば し時間がとれそうなこの時期に、読みか 成長することのできる機会です。私も、少 にとって夏休みは、暑かろうが寒かろう 病など暗いニュースもありますが、子ども があります。最近の日本の気候は、「亜熱 し、「深い教養の保持と高い品性の陶やに

専ら自分と戦っているのが現状です。今 う弁護士の仕事は、常に相手がいるもの これに対して、法的紛争を解決するとい 所時のご挨拶において、趣味はゴルフと りも、今では事件記録が山積みになってお 後、風の向きや強さ等を楽しめるように 戦えるほどゴルフに熟達できておらず、 す。このように書きましたが、私は自然と いがあるからではないかとも思われま しての魅力を感じるのも、このような違 です。対戦相手のいないゴルフに余暇と あり、同時に自分との戦いでもあります。 誰かとの戦いではなく、自然との戦いで 書かせていただきました。ゴルフは、他の かなと実感している今日この頃です。入 り、ようやく弁護士らしく(笑)なってきた はきれいに整頓されていた私のデスク周 入所して約八ヶ月が経過しました。当初

恴

練習に励みたいと思っています。

さいませ られます。我が県の厳しい暑さは、しばら 習のために八月中も毎日のように学校へ さに慣れておりません。かつては部活や補 ておりますが、まだ身体がこの猛烈な暑 郷である群馬県の夏を久方ぶりに堪能 かげさまで、仕事に慣れてきたという実 や弊事務所スタッフのご指導、ご鞭撻のお ことも珍しくありませんでしたが、皆様 入所当初は事務の者より首を傾げられる 所してから、早八か月ほどが過ぎました。 れているでしょうか。私が弊事務所に入 様におかれましてはお変わりなく過ごさ ても厳しい暑さが続いておりますが、皆 残暑お見舞い申し上げます。立秋を過ぎ 自転車で通っていたことが懐かしく感じ 感が湧くようになりました。昨年より故 く続くようです。皆様、どうかご自愛くだ

新しくメンバーに加わりま した。既に半年経ちました 難解な法律用語に日々 格闘しています。先輩方を 見習いながら、必要なメン となれるよう頑張って いきたいと思います

